

航空法関係手数料令の一部を改正する政令案 参照条文 目次

○航空法関係手数料令（平成九年政令第二百八十四号）（抄）	1
○航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）（無人航空機等の飛行による危害の発生を防止するための航空法及び重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律の一部を改正する法律（令和二年法律第六十一号）による改正後の条文）（抄）	14
○無人航空機等の飛行による危害の発生を防止するための航空法及び重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律の一部を改正する法律（令和二年法律第六十一号）（抄）	18
○情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第五百一十一号）（抄）	20
○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）（抄）	21
○電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成十四年法律第五百十三号）（抄）	23

航空法関係手数料令の一部を改正する政令案 参照条文

○航空法関係手数料令（平成九年政令第二百八十四号）（抄）

（本邦外において行う検査等に係る手数料の額）

第八条 法第三百三十五条第二号から第五号までに掲げる者で本邦外において行う検査を受けようとするもの、同条第六号に掲げる者で本邦外の事業場について行う認定（国土交通大臣が当該認定のため職員をその地に出張させる必要があると認めるものに限る。）を受けようとするもの又は同条第七号若しくは第八号に掲げる者で本邦外において行う実地試験を受けようとするものが同条の規定により納付しなければならない手数料の額は、第二条及び第三条の規定にかかわらず、これらの規定に定める額に、国土交通省令で定める数の職員が当該検査、認定又は実地試験のためその地に出張するとした場合に国家公務員等の旅費に関する法律（昭和二十五年法律第百十四号）の規定により支給すべきこととなる旅費の額に相当する額を加算した額とする。この場合において、これらの職員は、一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）第六条第一項第一号イに規定する行政職俸給表(一)による職務の級が四級である者であるものとしてその旅費の額を計算することとし、旅行雑費の額その他その旅費の額の計算に関し必要な細目は、国土交通省令で定める。

別表第一（第二条関係）

納付しなければならない者		区分		手数料の額	
一 法第十条第一項の航空証明を申請する者	イ 法第十条第五項第一号から第四号までに掲げる航空機以外の航空機	飛行機	最大離陸重量五千七百キログラム以下のもの	一基の発動機を有するもの（以下「単発機」という。）	七百四十九万九千三百円（電子証明申請の場合） 七百四十九万九千三百円（電子証明申請の場合） 七十三万三千百円
				二基以上の発動	七百四十九万九千三百円（電子証明申請の場合） 七百四十九万九千三百円（電子証明申請の場合） 七十三万三千百円

飛行船	滑空機		回転翼航空機		最大離陸重量五千七百キログラムを超えるもの	機を有するもの (以下「多発機」という。)	
	その他の滑空機	動力滑空機	最大離陸重量三千七百七十五キログラムを超えるもの	最大離陸重量三千七百七十五キログラム以下のもの			
				単発機			
				多発機			
七百四十七万五千五百円(電子証明申請の場合)にあっては、七百四十七万五千五百円)	百四十二万千円(電子証明申請の場合)にあっては、百四十二万七千円)	百七十三万千円(電子証明申請の場合)にあっては、百七十三万六千円)	七百五十一万三千六百円(電子証明申請の場合)にあっては、七百五十一万三千二百円)に、三千七百七十五キログラムを超える三千七百七十五キログラムごとに四十七万五千八百円を加算した額	七百五十一万三千六百円(電子証明申請の場合)にあっては、七百五十一万三千二百円)	三百七十四万三千百円(電子証明申請の場合)にあっては、三百七十四万二千六百円)	七百四十九万九千三百円(電子証明申請の場合)にあっては、七百四十九万八千九百円)に、五千七百キログラムを超える五千七百キログラムごとに五十万四千円を加算した額	合にあっては、七百四十九万八千九百円)

				ハ 法第十条第五項第四号に掲げる航空機		
飛行船	飛行機	回転翼航空機		滑空機		
	最大離陸重量五千七百キログラム以下のもの	最大離陸重量五千七百キログラムを超えるもの		動力滑空機		
	単発機	多発機				
	最大離陸重量三千七百七十五キログラム以下のもの	最大離陸重量三千七百七十五キログラムを超えるもの				
九万六千四百円（電子証明申請の場合にあっては、九万六千円）	三百二十七万七百元（電子証明申請の場合にあっては、三百二十七万二千元）	六百五十六万八千六百円（電子証明申請の場合にあっては、六百五十六万八千二百円）	六百五十六万八千六百円（電子証明申請の場合にあっては、六百五十六万八千二百円）	三百二十八万二千元（電子証明申請の場合にあっては、三百二十七万九千八百円）	六百五十七万七千八百円（電子証明申請の場合にあっては、六百五十七万七千四百円）	六百五十七万七千八百円（電子証明申請の場合にあっては、六百五十七万七千四百円）
				百五十六万三千三百円（電子証明申請の場合にあっては、百五十六万九百円）		

		二 法第十二条第一項の型式証明を申請する者			
		イ その型式の設計について国際民間航空条約の締約国たる外国が型式証明その他の行為をした航空機		ニ 法第十条第六項各号に掲げる航空機	
回転翼航空機		飛行機		飛行船	
最大離陸重量三千七百五十キログラム以下のもの		最大離陸重量五千七百キログラム以下のもの		その他の滑空機	
最大離陸重量三千七百七十五キログラムを超えるもの		最大離陸重量五千七百キログラムを超えるもの			
単発機		単発機			
多発機		多発機			
二十五万九千三百円（電子証明申請の場合にあっては、二十五万八千八百円）		十四万七千四百円（電子証明申請の場合にあっては、十四万七千円）		百二十四万四千九百円（電子証明申請の場合にあっては、百二十四万四千五百円）	
二十五万九千三百円（電子証明申請の場合にあっては、二十五万八千八百円）に、三千七百七十五キログラムを超える三千七百七十五キログラムを超えるもの		二十五万七千八百円（電子証明申請の場合にあっては、二十五万七千四百円）		六百四十一万四千六百円（電子証明申請の場合にあっては、六百四十一万四千二百円）	
		十四万六千五百円（電子証明申請の場合にあっては、十四万六千円）		三千八百円（電子証明申請の場合にあっては、三千三百五十円）	
		二十五万七千八百円（電子証明申請の場合にあっては、二十五万七千四百円）			
		二十五万七千八百円（電子証明申請の場合にあっては、二十五万七千四百円）に、五千七百キログラムを超える五千七百キログラムごととに一万二千四百円を加算した額			
		十四万六千五百円（電子証明申請の場合にあっては、十四万六千円）			
		二十五万七千八百円（電子証明申請の場合にあっては、二十五万七千四百円）			
		二十五万七千八百円（電子証明申請の場合にあっては、二十五万七千四百円）			

				<p>ロ 法第二十条 第一項第一号 の能力につい て同項の認定 を受けた者が 型式証明に係 る設計及び設 計後の検査を した航空機</p>			
		飛行機		飛行船		滑空機	
		最大離陸重量五千七百キログラムを超えるもの		最大離陸重量五千七百キログラム以下のもの		動力滑空機	
		最大離陸重量三千七百七十五キログラム以下のもの		最大離陸重量三千七百七十五キログラムを超えるもの		その他の滑空機	
		単発機		多発機			
		七百三十三万九千九百円（電子証明申請の場合にあつては、七百三十三万八千八百円）に、五千七百キログラムを超える五千七百キログラムごとに四十四万三千三百円を加算した額		三百六十万二千九百円（電子証明申請の場合にあつては、三百六十万二千八百円）		十一万三千三百円（電子証明申請の場合にあつては、十一万九百円）	
		三百四十四万八千八百円（電子証明申請の場合にあつては、三百四十四万七千七百円）		二百五十五万五千九百円（電子証明申請の場合にあつては、二百五十五万五百円）		十万四千七百円（電子証明申請の場合にあつては、十万四千二百円）	
		六百七十三万四千七百円（電子証明申請の場合にあつては、六百七十三万四千五百円）		六百七十三万四千七百円（電子証明申請の場合にあつては、六百七十三万四千五百円）		グラムごとに七千三百円を加算した額	

		三 法第十三条第一項の承認を申請する者			
		イ 国土交通省令で定める大変更をしようとする場合		ハ (略)	
		(1) 承認に係る変更について国際民間航空条約の締約国たる外国が承認その他の行為をした航空機		飛行船	
		飛行機		滑空機	
回転翼航空機		最大離陸重量五千七百キログラムを超えるもの		動力滑空機	
最大離陸重量三千		重量五千七百キログラム以下のもの		その他の滑空機	
単発機		多発機			
十万三千六百元(電子承認申請の場合)については、十万三千百円)		十八万五千四百円(電子承認申請の場合)については、十八万五千円)		に、三千百七十五キログラムを超える三千百七十五キログラムごとに四十六万二千二百円を加算した額	
		十万二千六百円(電子情報処理組織により承認を申請する場合(以下「電子承認申請の場合」という。)にあつては、十万二千百円)		百六十一万六千八百円(電子証明申請の場合)にあつては、百六十一万六千七百円)	
				百三十四万四百円(電子証明申請の場合)にあつては、百三十三万三百円)	
				六百七十万四千三百円(電子証明申請の場合)にあつては、六百七十万四千二百円)	

<p>四 法第十三条の二 第一項の承認を申 請する者</p>						
<p>イ (略)</p> <p>ロ 法第二十条第一項第一号の能力について同項の認定を受けた</p>	<p>ロ その他の変更をしようとする場合</p>					
	<p>(2)・(3) (略)</p> <p>(1) 承認に係る変更について国際民間航空条約の締約国たる外国が承認その他の行為をした航空機</p>	<p>(2)・(3) (略)</p>	<p>飛行船</p>	<p>滑空機</p>	<p>動力滑空機</p>	<p>最大離陸重量三千七百七十五キログラムを超えるもの</p>
<p>十五万六千円 (電子承認申請の場合にあっては、三万千円)</p>	<p>三万五千円 (電子承認申請の場合にあっては、三万千円)</p>	<p>(2)・(3) (略)</p>	<p>十八万三千四百円 (電子承認申請の場合にあっては、十八万三千円)</p>	<p>六万五千五百円 (電子承認申請の場合にあっては、六万五千円)</p>	<p>七万六千円 (電子承認申請の場合にあっては、七万千円)</p>	<p>百七十五キログラム以下の多発機</p> <p>十八万七千円 (電子承認申請の場合にあっては、十八万六千五百円)</p>

九 法第十八条第一項の予備品証明を申請する者	八 法第十七条の二第三項の承認を申請する者	イ 法第二十条第一項第一号の能力について同項の認定を受けた者が承認に係る設計及び設計後の検査をした航空機	ロ その他の航空機	十一万六百元（電子承認申請の場合にあっては、十一万二百万円）	イ 法第二十条第一項第一号の能力について同項の認定を受けた者が承認に係る設計及び設計後の検査をした航空機	ロ その他の航空機	十三万八千二百円（電子承認申請の場合にあっては、十三万七千七百円）	六（略）	五 法第十三条の二第三項の承認を申請する者	イ（略）	ロ 法第二十条第一項第一号の能力について同項の認定を受けた者が承認に係る設計及び設計後の検査をした航空機	ハ その他の航空機	十二万千円（電子承認申請の場合にあっては、十二万五百円）	者が承認に係る設計及び設計後の検査をした航空機	では、十五万五千六百円）
														ハ その他の航空機	十九万五千円（電子承認申請の場合にあっては、十九万四千六百円）

別表第五（第六条関係）

<p>十 法第二十条第一項の事業場の認定を申請する者</p>	<p>イ 初めて認定を申請する場合</p>	<p>六十万四千七百円（電子情報処理組織により認定を申請する場合（以下この号において「電子認定申請の場合」という。）にあっては、六十万四千二百円）</p>
<p>備考（略）</p>	<p>ロ その他の場合</p>	<p>二十四万三千六百円（電子認定申請の場合にあっては、二十四万三千百円）</p>

<p>納付しなればならない者</p>	<p>一 法第三十八條第三項の航空保安施設の設置の許可を申請する者</p>	<p>飛行場灯 陸上空 港等の 飛行場 灯火</p>	<p>区分 手数料の額</p>
<p>計器着陸装置を利用して行う着陸又は精密進入レーダーを用いてする着陸誘導に従って行う着陸の用に供するもの（以下「精密進入用灯火」という。）</p>	<p>（略）</p>	<p>三万九千五百円（電子情報処理組織により許可を申請する場合（以下この号において「電子許可申請の場合」という。）にあっては、三万九千百円）</p>	<p>（略）</p>
<p>その他のもの</p>	<p>（略）</p>	<p>一万三百円（電子許可申請の場合にあっては、九千八百円）</p>	<p>（略）</p>

<p>四 航空保安施設について法第四十五条第二項において準用する法第四十条第四項の検査を受けようとする</p>	<p>三 航空保安施設について法第四十三条第二項において準用する法第四十条第一項の検査を受けようとする者</p>	<p>(略)</p>	<p>DME</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>	<p>DME</p>	<p>VOR</p>	<p>(略)</p>
<p>二十三方八千四百円（電子検査申請の場合にあつては、二十三方八千円）</p>	<p>十一万五千八百円（電子検査申請の場合にあつては、十一万五千四百円）</p>	<p>四十九万六千二百円（電子検査申請の場合にあつては、四十九万五千八百円）</p>	<p>十一万五千四百円（電子検査申請の場合にあつては、十一万五千円）</p>	<p>百七十四万九千九百円（電子検査申請の場合にあつては、百七十四万五千五百円）</p>	<p>十一万五千四百円（電子検査申請の場合にあつては、十一万五千円）</p>			

者	五 航空保安施設について法第四十七条第三項の検査を受ける者	
	(略)	(略)
	DME	
	航空機を使用して検査を行う場合であつて、国土交通省の航空機を使用するとき	その他の場合
	二十三方八千四百円（電子検査申請の場合にあつては、二十三方八千円）	十一万五千八百円（電子検査申請の場合にあつては、十一万五千四百円）

○航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）（無人航空機等の飛行による危害の発生を防止するための航空法及び重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律の一部を改正する法律（令和二年法律第六十一号）による改正後の条文）（抄）

（登録を受けていない無人航空機の登録）

第三百三十一条の六 登録を受けていない無人航空機の登録は、所有者の申請により無人航空機登録原簿に次に掲げる事項を記載し、かつ、登録記号を定め、これを無人航空機登録原簿に記載することによつて行う。

- 一 無人航空機の種類
 - 二 無人航空機の型式
 - 三 無人航空機の製造者
 - 四 無人航空機の製造番号
 - 五 所有者の氏名又は名称及び住所
 - 六 登録の年月日
 - 七 使用者の氏名又は名称及び住所
 - 八 前各号に掲げるもののほか、国土交通省令で定める事項
- 2 国土交通大臣は、申請者に対し、前項の規定による申請の内容が真正であることを確認するため必要な無人航空機の写真その他の資料の提出を求めることができる。
 - 3 国土交通大臣は、第一項の登録をしたときは、申請者に対し、登録記号その他の登録事項を国土交通省令で定める方法により通知しなければならない。

（登録の更新）

第三百三十一条の八 第三百三十一条の六第一項の登録は、三年以上五年以内において国土交通省令で定める期間ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によつて、その効力を失う。

2 第三百三十一条の六第二項及び第三項の規定は、前項の登録の更新について準用する。
（手数料の納付）

第三百三十五条 次に掲げる者（国及び独立行政法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三十三号）第二条第一項に規定する独立行政法人であつて当該独立行政法人の業務の内容その他の事情を勘案して政令で定めるものに限る。）を除く。）は、実費を勘案して政令で定める額の手数料を納めなければならない。

- 一 航空機登録原簿の謄本若しくは抄本の交付又は航空機登録原簿の閲覧を請求する者
- 二 第十条第一項の耐空証明を申請する者
- 三 第十二条第一項の型式証明を申請する者

- 三の二 第十三条第一項、第十三条の二第二項若しくは第三項又は第十七条の二第二項若しくは第三項の承認を申請する者
 - 四 第十七条第一項の修理改造検査を受けようとする者
 - 五 第十八条第一項の予備品証明を申請する者
 - 六 第二十条第一項の認定を申請する者
 - 七 第二十二条の技能証明を申請する者
 - 八 第二十九条の二第一項の技能証明についての限定の変更を申請する者
 - 九 国土交通大臣が行う第三十一条第一項の航空身体検査証明を申請する者
 - 九の二 第三十三条第一項の航空英語能力証明を申請する者
 - 十 第三十四条第一項の計器飛行証明又は同条第二項の操縦教育証明を申請する者
 - 十一 第三十五条第一項第一号の航空機の操縦の練習の許可を受けようとする者
 - 十二 航空機登録証明書、耐空証明書、技能証明書、航空身体検査証明書又は航空機操縦練習許可書の再交付を申請する者
 - 十三 第三十八条第一項の空港等又は航空保安施設の設置の許可を申請する者
 - 十四 空港等について第四十二条第一項の完成検査を受けようとする者
 - 十五 航空保安施設について第四十二条第一項の完成検査を受けようとする者
 - 十六 空港等について第四十三条第二項において準用する第四十二条第一項の検査を受けようとする者
 - 十七 航空保安施設について第四十三条第二項において準用する第四十二条第一項の検査を受けようとする者
 - 十八 空港等について第四十四条第四項（第四十五条第二項において準用する場合を含む。）の検査を受けようとする者
 - 十九 航空保安施設について第四十五条第二項において準用する第四十四条第四項の検査を受けようとする者
 - 二十 空港等について第四十七条第三項の検査を受ける者
 - 二十一 航空保安施設について第四十七条第三項の検査を受ける者
 - 二十二 第七十八条第二項の運航管理者技能検定を受けようとする者
 - 二十三 第三十一条の六第一項の登録を申請する者
 - 二十四 第三十一条の八第一項の登録の更新を申請する者
（登録を受けていない無人航空機の登録）
- 第三百三十一条の六 登録を受けていない無人航空機の登録は、所有者の申請により無人航空機登録原簿に次に掲げる事項を記載し、かつ、登録記号を定め、これを無人航空機登録原簿に記載することによつて行ふ。
- 一 無人航空機の種類
 - 二 無人航空機の型式
 - 三 無人航空機の製造者
 - 四 無人航空機の製造番号

- 五 所有者の氏名又は名称及び住所
 - 六 登録の年月日
 - 七 使用者の氏名又は名称及び住所
 - 八 前各号に掲げるもののほか、国土交通省令で定める事項
 - 2 国土交通大臣は、申請者に対し、前項の規定による申請の内容が真正であることを確認するため必要な無人航空機の写真その他の資料の提出を求めることができる。
 - 3 国土交通大臣は、第一項の登録をしたときは、申請者に対し、登録記号その他の登録事項を国土交通省令で定める方法により通知しなければならない。
- (登録の更新)
- 第三百三十一条の八 第三百三十一条の六第一項の登録は、三年以上五年以内において国土交通省令で定める期間ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によつて、その効力を失う。
 - 2 第三百三十一条の六第二項及び第三項の規定は、前項の登録の更新について準用する。
- (手数料の納付)
- 第三百三十五条 次に掲げる者(国及び独立行政法人(独立行政法人通則法(平成十一年法律第百三十三号)第二条第一項に規定する独立行政法人であつて当該独立行政法人の業務の内容その他の事情を勘案して政令で定めるものに限る。)を除く。)は、実費を勘案して政令で定める額の手数料を納めなければならない。
 - 一 航空機登録原簿の謄本若しくは抄本の交付又は航空機登録原簿の閲覧を請求する者
 - 二 第十条第一項の耐空証明を申請する者
 - 三 第十二条第一項の型式証明を申請する者
 - 四 第十三条第一項、第十三条の二第一項若しくは第三項又は第十八条第一項若しくは第三項の承認を申請する者
 - 五 第十七条第一項の修理改造検査を受けようとする者
 - 六 第二十条第一項の認定を申請する者
 - 七 第二十二条の技能証明を申請する者
 - 八 第二十九条の二第一項の技能証明についての限定の変更を申請する者
 - 九 国土交通大臣が行う第三十一条第一項の航空身体検査証明を申請する者
 - 九の二 第三十三条第一項の航空英語能力証明を申請する者
 - 十 第三十四条第一項の計器飛行証明又は同条第二項の操縦教育証明を申請する者
 - 十一 第三十五条第一項第一号の航空機の操縦の練習の許可を受けようとする者
 - 十二 航空機登録証明書、耐空証明書、技能証明書、航空身体検査証明書又は航空機操縦練習許可書の再交付を申請する者
 - 十三 第三十八条第一項の空港等又は航空保安施設の設置の許可を申請する者

- 十四 空港等について第四十二条第一項の完成検査を受けようとする者
- 十五 航空保安施設について第四十二条第一項の完成検査を受けようとする者
- 十六 空港等について第四十三条第二項において準用する第四十二条第一項の検査を受けようとする者
- 十七 航空保安施設について第四十三条第二項において準用する第四十二条第一項の検査を受けようとする者
- 十八 空港等について第四十四条第四項（第四十五条第二項において準用する場合を含む。）の検査を受けようとする者
- 十九 航空保安施設について第四十五条第二項において準用する第四十四条第四項の検査を受けようとする者
- 二十 空港等について第四十七条第三項の検査を受ける者
- 二十一 航空保安施設について第四十七条第三項の検査を受ける者
- 二十二 第七十八条第二項の運航管理者技能検定を受けようとする者
- 二十三 第三百三十一条の六第一項の登録を申請する者
- 二十四 第三百三十一条の八第一項の登録の更新を申請する者

○無人航空機等の飛行による危害の発生を防止するための航空法及び重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律の一部を改正する法律（令和二年法律第六十一号）（抄）

附 則

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第一条中航空法第四百三十三条及び第四百四十四条から第四百四十五条の二までの改正規定、同法第四百四十五条の三の改正規定、同法第四百四十六条の改正規定、同法第四百四十七条の改正規定、同法第四百四十八条の改正規定（次号に掲げる部分を除く。）、同法第四百四十八条の二の改正規定、同法第四百五十条の改正規定、同法第四百五十五条の改正規定、同法第四百五十六条の改正規定、同法第四百五十七条の改正規定、同法第四百五十七條の二の改正規定、同法第四百五十七條の三の改正規定、同法第四百五十七條の六の改正規定（「した」の下に「ときは、その違反行為をした」を加える部分に限る。）、同法第四百五十七條の五の改正規定（「該当する」の下に「ときは、その違反行為をした」を加える部分及び同条各号に係る部分（「者」を「とき。」に改める部分に限る。）に限る。）並びに同法第四百五十八條の改正規定（次号に掲げる部分を除く。）並びに第二条の規定並びに次条並びに附則第五条、第八条（自衛隊法（昭和二十九年法律第六十五号）第九十五条の四の改正規定に限る。）及び第十四条の規定 公布の日から起算して二十日を経過した日

- 二 第一条中航空法第三十九条第一項の改正規定、同法第四十七条の改正規定、同法第四十七条の二（見出しを含む。）の改正規定、同法第四十七條の三第一項の改正規定、同法第四十八條の改正規定、同法第五十五条の二第二項の改正規定、同法第三百三十二条の改正規定、同法第三百三十二条の二の改正規定、同法第三百三十二条の三の改正規定、同法第三百三十五条第二十号及び第二十一号の改正規定、同法第四百四十八條第四号の改正規定（「空港保安管理規程」を「空港機能管理規程」に改める部分に限る。）、同法第四百五十七條の五の改正規定（同法第五号中「第三百三十二条の二第十号」を「第三百三十二条の二第一項第十号」に改める部分、同法第四号中「第三百三十二条の二第九号」を「第三百三十二条の二第一項第九号」に改める部分、同法第三号中「第三百三十二条の二第四号」を「第三百三十二条の二第一項第四号」に改める部分、同法第二号中「第三百三十二条の二第二号」を「第三百三十二条の二第一項第二号」に改める部分及び同法第一号中「第三百三十二条の二第一項」に改める部分に限る。）、同法第三百五十七條の四の改正規定（「第三百三十二条の二第一号」を「第三百三十二条の二第一項第一号」に改める部分に限る。）並びに同法第五百十八條第一号の改正規定（「第四十七條第二項」を「第四十七條第三項」に改める部分に限る。）並びに附則第四条、第六条第一項、第八条（自衛隊法第四百七条第一項中「第三百三十二条の二第五号」を「第三百三十二条の二第一項第五号」に改める改正規定に限る。）、第十一条及び第十二条の規定 公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日

- 三 第一条中航空法第三百三十五条の次に一条を加える改正規定並びに附則第三条、第九条及び第十条の規定 公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日

- 四 附則第十三条の規定 国家戦略特別区域法の一部を改正する法律（令和二年法律第三十四号）の施行の日又は第二号に掲げる規定の施行の日

日（次条において「第二号施行日」という。）のいずれか遅い日

第三条 新航空法第三百三十一条の六第一項の登録を受けようとする者は、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）前においても、その申請を行うことができる。

- 2 国土交通大臣は、前項の規定により登録の申請があつた場合には、施行日前においても、新航空法第三百三十一条の五及び第三百三十一条の六の規定の例により、その登録をすることができる。この場合において、その登録を受けた者は、施行日に同条第一項の登録を受けたものとみなす。
- 3 第一項の規定による登録を申請しようとする者は、実費を勘案して政令で定める額の手数料を納めなければならない。
- 4 新航空法第三百三十五条の二の規定は、前項の手数料の納付について準用する。

○情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）（抄）

（電子情報処理組織による申請等）

第六条 申請等のうち当該申請等に関する他の法令の規定において書面等により行うことその他のその方法が規定されているものについては、当該法令の規定にかかわらず、主務省令で定めるところにより、主務省令で定める電子情報処理組織（行政機関等の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）とその手続等の相手方の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。次章を除き、以下同じ。）を使用する方法により行うことができる。

2 前項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた申請等については、当該申請等に関する他の法令の規定に規定する方法により行われたものとみなして、当該法令その他の当該申請等に関する法令の規定を適用する。

3 第一項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた申請等は、当該申請等を受ける行政機関等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該行政機関等に到達したものとみなす。

4 申請等のうち当該申請等に関する他の法令の規定において署名等を行うことが規定されているものを第一項の電子情報処理組織を使用する方法により行う場合には、当該署名等については、当該法令の規定にかかわらず、電子情報処理組織を使用した個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第七項に規定する個人番号カードをいう。第十一条において同じ。）の利用その他の氏名又は名称を明らかにする措置であつて主務省令で定めるものをもって代えることができる。

5 申請等のうち当該申請等に関する他の法令の規定において収入印紙をもつてすることその他の手数料の納付の方法が規定されているものを第一項の電子情報処理組織を使用する方法により行う場合には、当該手数料の納付については、当該法令の規定にかかわらず、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法であつて主務省令で定めるものをもつてすることができる。

6 申請等をする者について対面により本人確認をするべき事情がある場合、申請等に係る書面等のうちにその原本を確認する必要があるものがある場合その他の当該申請等のうちに第一項の電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不適當と認められる部分がある場合として主務省令で定める場合には、主務省令で定めるところにより、当該申請等のうち当該部分以外の部分につき、前各項の規定を適用する。この場合において、第二項中「行われた申請等」とあるのは、「行われた申請等（第六項の規定により前項の規定を適用する部分に限る。以下この項から第五項までにおいて同じ。）」とする。

○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）（抄）

（定義）

- 2 第二条 この法律において「行政機関」とは、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「行政機関個人情報保護法」という。）第 二条第一項に規定する行政機関をいう。
- 3 この法律において「個人情報」とは、行政機関個人情報保護法第二条第二項に規定する個人情報であつて行政機関が保有するもの、独立行政 法人等個人情報保護法第二条第二項に規定する個人情報であつて独立行政法人等が保有するもの又は個人情報保護に関する法律（以下「個人 情報保護法」という。）第二条第一項に規定する個人情報であつて行政機関及び独立行政法人等以外の者が保有するものをいう。
- 4 この法律において「個人情報ファイル」とは、行政機関個人情報保護法第二条第六項に規定する個人情報ファイルであつて行政機関が保有す るもの、独立行政法人等個人情報保護法第二条第六項に規定する個人情報ファイルであつて独立行政法人等が保有するもの又は個人情報保護法 第二条第四項に規定する個人情報データベース等であつて行政機関及び独立行政法人等以外の者が保有するものをいう。
- 5 この法律において「個人番号」とは、第七条第一項又は第二項の規定により、住民票コード（住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号 ）第七条第十三号に規定する住民票コードをいう。以下同じ。）を交換して得られる番号であつて、当該住民票コードが記載された住民票に係 る者を識別するために指定されるものをいう。
- 6 この法律において「本人」とは、個人番号によって識別される特定の個人をいう。
- 7 この法律において「個人番号カード」とは、氏名、住所、生年月日、性別、個人番号その他政令で定める事項が記載され、本人の写真が表示 され、かつ、これらの事項その他主務省令で定める事項（以下「カード記録事項」という。）が電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の 人の知覚によつて認識することができない方法をいう。第十八条において同じ。）により記録されたカードであつて、この法律又はこの法律に 基づく命令で定めるところによりカード記録事項を閲覧し、又は改変する権限を有する者以外の者による閲覧又は改変を防止するために必要な ものとして主務省令で定める措置が講じられたものをいう。
- 8 この法律において「特定個人情報」とは、個人番号（個人番号に対応し、当該個人番号に代わつて用いられる番号、記号その他の符号であつ て、住民票コード以外のものを含む。第七条第一項及び第二項、第八条並びに第四十八条並びに附則第三条第一項から第三項まで及び第五項を 除き、以下同じ。）をその内容に含む個人情報をいう。
- 9 この法律において「特定個人情報ファイル」とは、個人番号をその内容に含む個人情報ファイルをいう。
- 10 この法律において「個人番号利用事務」とは、行政機関、地方公共団体、独立行政法人等その他の行政事務を処理する者が第九条第一項又は 第二項の規定によりその保有する特定個人情報ファイルにおいて個人情報を効率的に検索し、及び管理するために必要な限度で個人番号を利用 して処理する事務をいう。

- 11 この法律において「個人番号関係事務」とは、第九条第三項の規定により個人番号利用事務に関して行われる他人の個人番号を必要な限度で利用して行う事務をいう。
- 12 この法律において「個人番号利用事務実施者」とは、個人番号利用事務を処理する者及び個人番号利用事務の全部又は一部の委託を受けた者をいう。
- 13 この法律において「個人番号関係事務実施者」とは、個人番号関係事務を処理する者及び個人番号関係事務の全部又は一部の委託を受けた者をいう。
- 14 この法律において「情報提供ネットワークシステム」とは、行政機関の長等（行政機関の長、地方公共団体の機関、独立行政法人等、地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二条第一項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）及び地方公共団体情報システム機構（以下「機構」という。）並びに第十九条第八号に規定する情報照会者及び情報提供者並びに同条第九号に規定する条例事務関係情報照会者及び条例事務関係情報提供者をいう。第七章を除き、以下同じ。）の使用に係る電子計算機を相互に電気通信回線で接続した電子情報処理組織であつて、暗号その他その内容を容易に復元することができない通信の方法を用いて行われる第十九条第八号又は第九号の規定による特定個人情報情報の提供を管理するために、第二十一条第一項の規定に基づき内閣総理大臣が設置し、及び管理するものをいう。
- 15 この法律において「法人番号」とは、第三十九条第一項又は第二項の規定により、特定の法人その他の団体を識別するための番号として指定されるものをいう。

○電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成十四年法律第百五十三号）（抄）

（利用者証明用電子証明書の発行）

第二十二条 住民基本台帳に記録されている者は、住所地市町村長を経由して、機構に対し、自己に係る利用者証明用電子証明書（利用者証明利用者検証符号が当該利用者証明利用者のものであることを証明するために作成される電磁的記録をいう。以下同じ。）の発行の申請をすることができる。

2 前項の申請をしようとする者（以下この条において「申請者」という。）は、住所地市町村長に対し、政令で定めるところにより、当該申請者に係る住民票に記載されている事項のうち住民基本台帳法第七条第一号から第三号まで及び第七号に掲げる事項（同号に掲げる事項については、住所とする。）を記載した申請書（以下この条において「申請書」という。）を提出しなければならない。

3 住所地市町村長は、前項の規定により申請書の提出を受けたときは、申請者が当該市町村の備える住民基本台帳に記録されている者であることとの確認（以下この条において「利用者証明利用者確認」という。）をするものとし、利用者証明利用者確認のため、総務省令で定めるところにより、これを証明する書類の提示又は提出を申請者に求めることができる。

4 住所地市町村長は、前項の規定により利用者証明利用者確認をしたときは、主務省令で定めるところにより、当該申請者の利用者証明利用者符号及びこれと対応する利用者証明利用者検証符号を作成し、これらを当該申請者の個人番号カードその他の主務省令で定める電磁的記録媒体に記録するものとする。

5 住所地市町村長は、前項の規定による記録をしたときは、総務省令で定めるところにより、当該申請者に係る申請書の内容及び利用者証明利用者検証符号を機構に通知するものとする。

6 前項の規定による通知を受けた機構は、総務省令で定めるところにより、機構が電子署名を行った当該申請に係る利用者証明用電子証明書を発行し、これを住所地市町村長に通知するものとする。

7 前項の規定による通知を受けた住所地市町村長は、総務省令で定めるところにより、当該通知に係る利用者証明用電子証明書を第四項の電磁的記録媒体に記録して申請者に提供するものとする。

8 第五項の規定による申請書の内容及び利用者証明利用者検証符号の通知並びに第六項の規定による利用者証明用電子証明書の通知は、総務省令で定めるところにより、住所地市町村長又は機構の使用に係る電子計算機から電気通信回線を通じて相手方である機構又は住所地市町村長の使用に係る電子計算機に送信することによって行うものとする。